

# 入札説明書

この入札説明書は、愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号。以下「会計規則」という。）、愛媛県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年愛媛県規則第69号。以下「特定規則」という）及び本件修繕業務に係る入札公告において定めるもののほか、一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的な事項を明らかにするものである。

## 1 競争入札に付する事項

別記1のとおり

## 2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、令和5年度から令和7年度までの製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの。

なお、上記資格を有しない者が、本件入札に参加を希望するときは、資格参加を求める申請書類を11に掲げる場所に提出し、開札日までに、上記資格を得ること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 入札参加資格確認申請日から開札日までの間、知事が行う入札参加資格停止の期間中でない者であること。

(3) 次に掲げる全ての要件を満たす者であること。

ア 当該船舶を建造した者又は当該船舶を修繕するために必要な船台等を愛媛県内に保有又は確保できる者であること。

イ 造船法又は小型船造船業法の規定により、国土交通大臣の登録等を受けている者であること。

ウ 当該修繕期間中、小型船造船業法に基づく主任技術者の資格を有する者を配置できること。

## 3 入札及び開札

(1) 入札参加資格者又はその代理人は、別添契約書(案)、仕様書、会計規則、特例規則及び契約に関する知事が別に定めるものを熟覧のうえ入札しなければならない。この場合において、本件仕様書等について疑義がある場合は、別記3に掲げる者に説明を求めることができる。ただし、入札後、仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(2) 入札参加者又はその代理人は、別紙様式による入札書を直接に又は郵便（書留郵便に限る。）により提出しなければならない。加入電話、電報、テレコピー、その他の方による入札は認めない。

(3) 入札書及び入札に係る文書に使用する言語は、日本語に限るものとし、また、入札金額は、日本国通貨による表示に限るものとする。

(4) 入札の日時及び場所は、別記2のとおり。

(5) 入札参加者又はその代理人は、次の各号に掲げる事項を記載した入札書を提出しなければならない。この場合、愛媛県があらかじめ用意した入札書を使用することができる。

ア 件名

イ 入札金額

ウ 入札参加本人の住所、氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名。以下同じ。）及び押印（外国人の署名を含む。以下同じ。）

エ 代理人が入札する場合は、入札参加者本人の住所及び氏名、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印

(6) 入札参加者又はその代理人は、書類の文字及び印影を、明瞭で、かつ消滅しないもので記載し、入札金額は、アラビア数字を用いること。

(7) 入札参加者の代理人は、委任状に、入札の際に代理人が使用する印鑑を押印すること。

- (8) 入札参加者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしておかなければならない。ただし、金額部分の訂正は認めない。
- (9) 入札参加者又はその代理人は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。
- (10) 入札参加者又はその代理人は、入札書を提出するときは、入札公告等において求められた義務を履行するために必要とする関係書類をあわせて提出しなければならない。
- (11) 入札参加者又はその代理人が相連合し、又は不穏の挙動をする等の場合で、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めたときは、当該入札を延期し、又はこれを廃止することがある。
- (12) 入札金額は、本件修繕業務に要する一切の諸経費を含めて、入札金額を見積るものとする。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札参加者又はその代理人は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (13) 入札参加者又はその代理人は、別添契約書(案)及び仕様書の内容を十分考慮して入札金額を見積るものとする。
- (14) 入札公告等により入札参加資格確認申請書（別記4の書類）を提出した者が、開札時に競争に参加する者に必要な資格を有すると認められることを条件に、あらかじめ入札書を提出した場合において、当該者に係る資格審査が開札日時までに終了しないとき又は資格を有すると認められなかつたときは、当該入札書は落札決定の対象としない。
- (15) 開札の日時及び開札の場所は、別記2のとおり。
- (16) 開札は、入札参加者又はその代理人が出席して行うものとする。この場合において、入札参加者又はその代理人が立ち会わないときは、入札執行事務に關係のない職員を立ち会わせてこれを行う。
- (17) 入札会場には、入札参加者又はその代理人並びに入札執行事務に關係のある職員（以下「入札關係職員」という。）及び(16)の立会職員以外の者は入場することができない。
- (18) 入札参加者又はその代理人は、開札時刻後においては入札会場に入場することができない。
- (19) 入札参加者又はその代理人は、入札会場に入場しようとするときは、入札關係職員に、別記4（4）に示す通知の写しを提出し、代理人にあっては、入札権限に関する委任状を提出しなければならない。
- (20) 入札参加資格者又はその代理人は、特にやむを得ない事情があると認められる場合のほか、入札会場を退場することはできない。
- (21) 入札会場において、次の各号のいずれかに該当する者は、当該入札会場から退去させる。  
ア 公正な競争の執行を妨げ、又は妨げようとした者  
イ 公正な価格を害し、又は不正な利益を得るための連合をした者
- (22) 入札参加資格者又はその代理人は、本件修繕業務に係る入札について他の入札参加者の代理人となることはできない。
- (23) 予定価格の制限範囲内の価格での入札がないときは、再度の入札を行う。この場合において、入札参加資格者又はその代理人の全てが立ち会っている場合にあっては直ちに、その他の場合にあっては別に定める日時において入札を行う。

#### 4 入札保証金

- (1) 入札に際しては、入札者が見積もる契約金額の100分の5以上の入札保証金を納付しなければならない。ただし、「入札（契約）保証金免除申請書」を提出し、免除の決定を受けた者は、これを免除する。（別添「入札（契約）保証金について」を参照）
- (2) 入札保証金は、落札者が契約を締結しないときは、愛媛県に帰属する。
- (3) 入札保証金に係る取り扱いについては、会計規則の規定による。

## 5 無効の入札書

次の各号のいずれかに該当する入札書は、無効とする。

- (1) 公告に示した入札参加者に必要な資格のない者の提出した入札書
- (2) 本件名及び入札金額のない入札書
- (3) 入札参加者本人の氏名及び押印のない又は判然としない入札書
- (4) 代理人が入札する場合は、入札参加資格者本人の氏名、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印のない又は判然としない入札書（入札参加者本人の氏名又は代理人であることの表示のない又は判然としない場合には、正当な代理であることが委任状その他で確認されたものを除く。）
- (5) 本件修繕業務等の名称に重大な誤りのある入札書
- (6) 入札金額の記載が不明瞭な入札書
- (7) 入札金額の記載を訂正した入札書
- (8) 「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（昭和22年法律第54号）に違反し、価格又はその他の点に関し、明らかに公正な競争を不正に阻害したと認められる者の提出した入札書
- (9) 数回にわたり反復して行う入札において、前回の最低入札金額以上の金額を記載した入札書
- (10) その他、入札に関する条件に違反した入札書

## 6 落札者の決定

- (1) 有効な入札書を提示した者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。
- (3) (2)の同価の入札をした者のうち、出席しない者又はくじを引かない者があるときは、入札執行事務に關係のない職員に、これに代わってくじを引かせ落札者を決定するものとする。
- (4) 本件修繕業務に関する契約について、契約の相手方となるべき者の申込みに係る価格によつては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると著しく不適当と認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち最低の価格をもって申込みをした者を当該契約の相手方とすることがある。
- (5) 落札者を決定したときは、速やかに、落札者を決定したこと、落札者の氏名及び住所並びに落札金額を、落札者とされなかつた入札者に通知するものとする。
- (6) 落札者が、指定の期日までに契約書の取り交わしをしないときは、落札の決定を取り消すものとする。

## 7 契約保証金

- (1) 契約保証金は契約金額の10分の1以上の額とする。  
ただし、「入札（契約）保証金免除申請書」を提出し、免除の決定を受けた者は、これを免除する。（別添「入札（契約）保証金について」を参照）
- (2) (1)に定めるもののほか、契約保証金に係る取扱いについては、会計規則の規定による。

## 8 契約書の作成

- (1) 競争入札を執行し、契約の相手方が決定したときは、契約の相手方として決定した後遅滞なく契約書の取りかわしをするものとする。ただし、契約の相手方から書面により契約締結権限の延期の申し出があったときは、契約の履行に支障のない範囲でこれを延期することがある。
- (2) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 契約者が契約の相手方と契約書に記名して押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

- (4) 落札決定にあたっては、また、課税業者の場合には、契約書に修繕代金額に併せて、当該取引に係る消費税額及び地方消費税額を明示するので、落札決定後、落札者は直ちに「課税事業者届出書」または「免税事業者届出書」を提出すること。

## 9 契約条項

別添契約書（案）及び添付書類のとおり。

## 10 入札者に求められる義務

- (1) 入札参加者又はその代理人は、入札公告等において求められた経済上及び技術上の要件について、開札日の前日までに入札参加資格者の負担において完全な説明をしなければならない。
- (2) 入札参加資格者又はその代理人は、入札公告等において求められた本件修繕業務等に係る技術仕様等について、開札日の前日までに入札に参加する者の負担において完全な説明をしなければならない。

## 11 資格審査に関する事項

資格審査に関する事項の照会先及び申請書の提出先

愛媛県出納局会計課用品調達係

〒790-8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話(089)912-2770

## 12 その他必要な事項

- (1) 入札参加者若しくはその代理人又は契約の相手方が本件修繕業務に要した費用については、全て当該入札参加者若しくはその代理人又は当該契約の相手方が負担するものとする。
- (2) 本件修繕業務等に関する照会先は、別記3のとおり。

## 別記

### 1 競争入札に付する事項

#### (1) 件名及び数量

水産修第3号 愛媛県漁業取締船うわかぜ定期検査受検(船体部)に係る修繕業務 一式

#### (2) 仕様等

仕様書等による。

#### (3) 工期

令和8年2月3日(火)から令和8年3月6日(金)までの期間で修繕する。

#### (4) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### 2 入札及び開札の日時及び場所

#### (1) 日時 令和8年1月14日(水)午前11時00分

#### (2) 場所 愛媛県庁第一別館8階農林水産部会議室

### 3 照会先

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

愛媛県農林水産部水産局水産課漁業取締係

電話 (089) 912-2622

### 4 入札書のほかに提出する書類等

#### (1) 入札参加資格確認のために事前に提出する書類

入札参加資格確認申請書（様式1）、申告書（様式2）、令和5・6・7年度の競争入札参加資格を有することが確認できる資料（競争入札参加資格決定通知書の写し）、造船業法又は小型船造船業登録済証の写し、入札参加資格確認資料（主任技術者等の資格・業務経歴）（様式3）、入札（契約）保証金免除申請書（様式4）

#### (2) 提出場所

3に掲げる場所へ、持参又は郵送により提出すること。

#### (3) 受領期間

公告の日から令和8年1月7日(水)午後5時まで

#### (4) 入札参加の可否の通知

入札参加の可否について、入札日までに書面で通知（郵送）する。